

平成22年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）						
平成22年3月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			副 議 長		
	平成22年3月8日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			副 議 長		
	平成22年3月8日 午後4時32分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	原 哲 也	出 欠	11	毛 利 喬	出 欠
	2	香 原 暹	出 欠	12	久 保 田 正 之	出 欠
	3	星 正 彦	出 欠	13	宇 田 川 亮	出 欠
	4	欠 員				
	出席 11人	5	武 谷 保 正	出 欠		
	欠席 0人	6	岡 崎 邦 博	出 欠		
	欠員 2人	7	欠 員			
		8	栗 田 幸 則	出 欠		
		9	川 野 高 實	出 欠		
	10	日 高 直 幸	出 欠			
会議録署名 議員	9番	川 野 高 實		11番	毛 利 喬	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	久 保 田 隆 一	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計収納対策課長	田 中 正 一	出 欠
	副町長	古 野 和 雄	出 欠	建設課長	梶 栗 英 正	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	本 松 吉 憲	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	吉 田 正 行	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	原 繁 幸	出 欠	保険健康課長	松 尾 保 則	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成22年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 香原 暹	<p>1. 仕組債購入問題について</p> <p>(1) 町長が在任期間中、合計で11億3000万円の仕組債を購入したことになるが、現在保有している5億円以外の詳細について明らかにしてほしい</p> <p>(2) 現在保有している5億円分の仕組債の直近の状況は</p> <p>(3) 仕組債購入問題について説明会を開催する考えは</p> <p>2. 福祉バスの導入について</p> <p>(1) 平成19年3月に巡回バス導入検討委員会の結論が出た後、町としても導入の計画発表があった。未だに実施されない理由は何か</p>	町長
13番 宇田川 亮	<p>1. 県政と県町村会汚職事件について</p> <p>(1) 県町村会での汚職事件に関する内容は</p> <p>(2) 徹底解明と再発防止策を要求する考えは</p>	町長
8番 栗田 幸則	<p>1. 子ども手当制度について</p> <p>(1) 子ども手当は中学生までの子どもが対象だが、制度の概要は。また、本町の受給対象者は何名か</p> <p>(2) 厚生労働省は全額国費負担を目指したが、2010年度は国や地方、事業主が負担する児童手当を残し、それに国費を上乗せする方式となっている。町の負担はないのか</p> <p>(3) 2010年度は13,000円、2011年度からは26,000円を支給することになっているが、今後国に対して、全額国費でという要望はやっていくのか</p> <p>2. 過疎法による経済対策について</p> <p>(1) 2010年4月施行予定の過疎法の6年間延長により、鞍手町は過疎地に指定され、過疎債による財政支援を受けられるようになるが、町道や下水道整備といったインフラ整備だけでなく、ソフト事業に取り組む考えはあるか</p>	町長

平成 22年3月8日(第2日)

開議 13時00分

○副議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に9番議員 川野 高實君の質問を許可します。

川野 高實君

○9番 川野 高實君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。ご存じのように1月17日は、6400名余りの方が犠牲になった阪神淡路大震災から今年で15年目の節目を迎えたところでございます。愛知で5098人の犠牲者を出した伊勢湾台風からも、昨年9月で50年の節目にあたり、また昨年は中国の四川省、今年になってハイチで地震により大きな犠牲者が出ております。それからチリの大地震があり、大津波が来るのではということでしたが、幸いにもそこまでの津波は来なかったようでございます。何時そういう自然災害、大地震が起こるか分からないと思っているところでございます。

犠牲となられた方のご冥福を改めて祈ると共に、大地震、大災害への確かな備えをする決意を新たにしていきたいと思っております。東海、東南海、南海、首都直下。巨大地震がいつ起きてもおかしくないと言われております。幸いなことに鞍手町は、地震が比較的少ないと言われておりますが、しっかりと対応していかなければいけない。「備えあれば憂いなし」という言葉もあります。阪神大震災後も大きな地震が列島各地で起きたわけですが、阪神大震災規模の大都市部を直撃した地震が無いためか、防災への意識が薄れはじめているのではないかという感じがしています。自然災害に対し、教訓を忘れず、確かな備えをしておかなければいけないと思っております。地震被害の半減を目標に、建築基準法の耐震基準が強化された1981年以前の建築物について、国を上げて耐震化を進めてまいりました。目標は2015年までに住宅の耐震化率90%を目指す。それが約75%に留まっている状況でございます。目標年まで後5年です。そこで今日は安全安心の町づくり、自然災害、大地震時の対応について質問を進めていきたいと思っております。阪神大震災の経験や教訓は、まだ十分に活かされていないのが現状ではないかと思えます。犠牲者の8割は住宅の倒壊や家具の転倒による窒息死、圧死だったと言われております。この原因は、大半が建物の耐震性の低さに起因する、耐震補強さえしておけばと慚愧の念を込め、当時誰もが口にした言葉と聞いております。

そこで1として、倒壊の危険性や耐震対策に係る補助制度の周知を更に徹底して取り組むべきだと思いますが、新年度の対応をお聞きしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

大きいタイトルとして、安全安心の町づくりについてと。その中で1番目に自然災害、大地震への対応ということで、その中で細かく何点か出ております。「町民に対して倒壊の危険性や耐震対策に係る補助制度の周知を更に徹底して取り組むべきと思うが、新年度の対応は」ということでございます。本町の自然災害、大規模地震発生時の対策については、平成11年8月に制定いたしました「鞍手町地域防災計画」で、災害の予防、応急対策、復旧事業等の計画を定めております。阪神淡路大震災後、「もしものために」というハンドブックを作成いたしまして、各家庭に配布しているところであります。また平成18年3月には「鞍手町災害時要援護者に関する指針」を作成し、災害時に於ける要援護者の避難、救助体制の確立を図っているところであります。毎年5月には水防協議会を開催しまして、梅雨、台風時に合わせて水防計画を作成し、避難場所、水害等の危険箇所の情報を提供しております。平成22年度には「鞍手町ハザードマップ」を作成し、各家庭に配布する予定であります。

「町民に対して倒壊の危険性や耐震対策に係る補助制度の周知を更に徹底して取り組むべきだと思うが、新年度の対応は」というご質問にお答えをします。

阪神淡路大震災等を経験してきた中で、建物被害を最小限度に止め、人命を守る観点から耐震基準及び耐震促進法の改正がなされました。これによりまして、改正前の建物の耐震診断や耐震改修が促進されるよう、国において「住宅等に係る耐震改修促進税制」が創設され、税制面での支援が行われています。福岡県におきましては、「耐震アドバイザー制度」が創設され、木造住宅の耐震診断に県がその費用の一部を助成しております。鞍手町におきましては、県の指導の下、啓発活動に努めており、3月号の広報でも「耐震診断アドバイザー派遣制度」の紹介をしております。また県が作成したパンフレットも啓発活動に利用しております。新年度におきましても、県の指導の下、啓発活動を行っていくつもりであります。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

今答弁いただきましたが、昨年7月24日、25日、26日の大雨の時、上新橋の方から「ベッドに寝ていたら午後7時過ぎに一部床上浸水した。どこに避難すれば良いのか」という相談がありました。その時は「もう水に浸かっているわけですから、消防署でも警察でも役場でも直ぐに電話しなさい。」と電話で私は言いました。それで電話されて避難されたわけです。いろいろな制度は作られているようですが、掌握できていない面が出てきたのではと。いろいろな手を尽くしても、災害弱者と申しますか、何処かで残る部分があるわけです。これからはもっと緻密な、災害弱者に対する取り組みが必要になってくるのではとっております。その辺を合わせて取り組んで頂きたいと思っております。

2番目として地震ですが、新築であれば耐震構造の住宅が建つと思います。家庭でできる、低価格で信頼性のある耐震化の情報や、その普及状況についてあればお伺いしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

木造住宅の耐震化の情報については、日本建築防災協会及び福岡県が作成しているパンフレットの中に、基礎や壁の補強方法が分かりやすく紹介されています。このパンフレットは各市町村に配布されていますので、啓発活動に利用させて頂いております。この件について余り細かくはしておりませんが、そういう状況になった場合は、機会を見て啓発、指導をしているというのが実態でございます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

水屋などの家具を固定し、壁の補強をしている家庭は非常に少ないわけです。町民の皆さんにできるだけ情報を出して頂き、できるだけ安くて頑丈な耐震対策ができるような方法も周知していく必要があるのではと思います。

次に、阪神大震災では病院も被災いたしました。スタッフの不足、負傷者の殺到、交通渋滞による転送の遅れ等の問題点が噴出したと聞いております。応急処置では不十分なため負傷者が死に至る事態を防ぐことが、災害救急医療の最大の目的です。病院の耐震化を進めると共に、大地震を想定した緊急時の医療体制をどのように整えるのかが大事なポイントになるのではと思っております。そこで3として、本町の医療機関の耐震化率、緊急時の医療体制はどこまで確立されているのかをお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本町の医療機関の耐震化や、緊急時の医療体制はどこまで確立されているかという質問ですが、町立病院については、昭和47年建設の東病棟、昭和56年建設の南病棟、昭和62年建設の南病棟増築部分、平成13年度建設の新館等があります。この内透析室を含む南病棟増築部分と新館等は、耐震基準を満たした耐震構造物となっております。耐震化率は46.7%であります。未耐震建築部分の耐震化補強工事を行う場合は病棟を閉鎖して工事を行う必要が考えられることから、現時点での補強工事は、入院患者さんに迷惑を掛けることになり、困難な状況にあります。

次に緊急時の医療体制については、平成16年に患者さんの安全を最優先とした緊急時対策マニュアルを作成し、患者さんの安全確保に努めると共に、災害時に於ける緊急患者受け入れ体制も確立しております。しかし、町立病院が災害により医療機関としての機能を失った場合の医療連携体制については現時点では確立されておられません。1医療機関では解決できない大きな問題であり、今後、県等に働きかけ対策を講じていきたいと思っております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

病人を放り出して工事をするわけにはいかないというのは良く分かるのですが、そう言っても大地震が起れば即座に命を奪われることもあります。大変難しい判断だと思いますが、徐々にでも耐震化を進めていくべきだと思います。

緊急時の医療連携体制はまだ確立されていないということですが、その辺も徐々にでも取り組んでいただきたいと要望をしておきます。

次に、阪神淡路大震災は教訓として、発生直後の迅速な救援活動の大切さも教えています。建物や家具の下敷きになり、自力で脱出できなかった約3万5千人の内、約2万7千人は住民が助け出したということで、生存率は80%を超えたとされております。残りの約8千人は消防、警察、自衛隊が救出いたしました。約半数の方は間に合わず死亡していたという話を聞いております。被害が甚大な場合は消防や警察も対応しきれない、住民レベルの救助体制を公的な危機管理に盛り込む必要があると思います。そこで4として、病院で災害が発生し被害を受けた場合の代表例として、透析患者への対応をお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

災害が発生した場合、透析患者への対応策はということですが、透析患者の場合は人口透析を行わなければ死に至るケースも想定されます。町立病院の透析室を含む南病棟は、増築部分が耐震構造になっているため十分に受け入れ可能と考えております。現在行っている1部透析を2部、3部にすることにより、他の医療機関の患者さんも受け入れが可能と考えております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

代表的な例として透析患者ということで質問しましたが、災害弱者はいろいろな方が想定されます。総合的にそういう方達に手が届くよう、しっかりと周知を図って非常時に対応できるように取り組んでいただきたいと思えます。

5番目に地域力による救助体制はどこまで確立されているのか、もう1度お聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

地域力による救助体制はどこまで確立されているかということですが、災害発生時には区長を通じ行政、住民相互の情報の伝達、消防団による巡視、救助活動等の協力体制を取ることになっております。情報の伝達については防災無線の整備を進め、町民の皆さんへいち早く伝達できるシステムの確立を図っていきたく思っております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

防災無線での情報ですが、耳のご不自由な方は聞こえますか。聞こえないと思います。現実には、雨が激しければ防災無線での情報は耳が不自由でない方も聞き取りにくいという問題もあります。あらゆる災害弱者、いろいろな障害を持った方もおられます。その辺をもう1度、総合的に見直して取り組んでいただきたいと。町長にもう1度、この問題で答弁を求めます。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

障害を持っておられる方を言われていると思いますが、町内にも耳の聞こえない方や目の見えない方などいらっしゃいます。耳の聞こえない方の家には、私の知る限り、赤色灯があらゆる箇所についていて、それによって安全を確認されていると。目の見えない方は音によって。その辺は、相互理解で助け合って行かなければいけないと考えております。取り組みとしては、地域の区長さんや消防団等で。防災無線は整備したいのですが、かなりの予算が掛かるため、今は検討段階であるということです。行政としてはどういう方がどこに居られるということを早く把握して、取り組んでまいります。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

先程の4つ目の質問の透析患者への対応ということで、病院の方でもう少し細かいお話があれば再度お伺いしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

中野病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

災害が発生した場合の透析患者への対応策で、先程町長が答弁しましたように、現在行われています1部透析は、短い人で3時間、長い人で5時間から6時間掛かっています。2部といいますと、1部の透析が終わって回収を掛けまして、それが終わった後に次に掛かるといことです。1部で1日30人受け入れています。3部だったら90人。大体週に3日くらい透析されますので、180人が受け入れ可能ではないかと考えております。町内に透析患者が何人居られるか調べておりませんが、町立病院では1部で1日30人受け入れしておりますので、これの約3倍は受け入れ可能ではないかと。災害のため道路等通れず病院に来ることができないということであれば又別の話になると思いますが、一応病院としては受け入れ体制を確立させています。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

町立病院の透析室を含む病棟は耐震化が済んでいるということですが、後の対応についてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、08年改正地震防災対策措置法が成立、補助率も引き上げられ学校耐震化率が大きく上昇しております。しかしながら耐震工事が終わっても、震度6強の揺れで倒壊する恐れのある公立小中学校施設は2万5千棟にのぼると言われています。子どもの安全に関わることであり、地域住民の避難拠点でもあるにもかかわらず新政権は、公立小中学校の耐震化予算を前政権に比べて6割削減したと聞いております。多くの児童が犠牲になった08年度の中国四川の大地震。あの惨状を私は忘れてはならないと思います。そこで本町の公立小中学校の耐震化の取り組み状況と今後の対応をお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えします。本町の小中学校耐震化の取り組み状況については、耐震基準で建てられている西川小学校、室木小学校を除き、鞍手北中学校は平成17年3月に耐震診断を終え、補強工事が必要であるという結果が出ております。残る5校については、平成21年度に校舎耐震診断を行いました。その結果剣北小学校、古月小学校に於いては耐震補強の必要がないとの結果が出ましたが、剣南小学校、新延小学校及び鞍手南中学校は補強工事が必要であるという結果が出ております。危険性の高い鞍手北中学校、鞍手南中学校校舎の補強工事設計業務を平成21年度末までに完了するようにしております。耐震計画としましては、平成22年度に鞍手北中学校、鞍手南中学校の校舎耐震補強工事を行います。また、剣南小学校、新延小学校については平成22年度に校舎の耐震補強工事設計業務委託を行い、平成23年度に耐震補強工事を実施する計画にしています。

以上をもって、義務制の学校については補強工事が完了する予定になっております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

昨年度も質問させていただきましたが、補強工事をしない場合どのくらいの震度までもつのか、分かれば教えていただきたい。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

耐震構造指標というものがあまして、IS値ということですが、建物の強度や粘り、変形能力といったものと、形状や平面状況といったもので算出される指標でございます。IS値が0.3未満は倒壊又は崩壊する危険性が非常に高い。0.3以上0.6未満は倒壊

又は崩壊する危険性がある。I S値が0.6以上については倒壊する危険性が低いという数値になっております。本町で1番低い学校は鞍手南中学校で0.3、北中が0.39。文部科学省は、児童生徒の安全を期するために国が定めた0.6以上の0.7を基準としております。それに照らしますと剣北小学校は0.96、古月小学校が0.71。先程申しましたように西川小学校、室木小学校は新耐震基準で建築されている状況であり、非常に低いのが昭和46年、47年に建築されました北中学校、南中学校であるという結果でございます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

先日新聞を見ていたら耐震診断結果を公表していないところが相当あることが分かったと。鞍手町は公表した方に入るのか、公表していない方に入るのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

今のような詳しい内容については公表していませんが、今後は公表していきたいと思えます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

公表していないということですのでできるだけ公表していただいて、自らプレッシャーを掛けて耐震化を進めていく必要があると個人的には思っています。北中学校の数値が0.39、南中学校が0.3ということで今年度耐震補強工事に掛かるようなので、工事はしっかり進めていただきたいと思います。

次の7については質問が重複しますので取り下げたいと思えます。

次の8ですが、伊勢湾台風は戦後間もない頃と記憶しております。これも次第に風化しておりますが、当時と比べ堤防や予報等防災対策は格段に進んでいるとはいえ、今なお時代に活かすべき教訓が息づいていると思えます。現在避難指示は市町村ごとに出されていますが、それでは対応できないのではないかと思います。早期に、消防の広域化と連動した、市町村の垣根を超えた避難想定が求められているのでは、必要になっているのではと思っております。近年地球温暖化で、台風は更に大型化すると予想されています。私達は伊勢湾台風を単なる過去の台風とするのではなく、教訓にしていかなければいけないと思えます。

そこで、本町の広域避難体制の取り組みは、どこまで確立しているかお伺いします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本町の広域避難体制の確立ということでございますが、本町では鞍手町防災会議を設けま

して県、警察署、広域消防本部や国の出先機関等と連携を取り、災害時における協力体制の確立に向け意見交換を行っているところであります。遠賀川水系水防演習協議会に於いても、近隣市町村及び国土交通省、九州地方整備局と協力しまして、梅雨、台風時の出水に備え洪水時の災害を防止し、被害を軽減するため遠賀川において水防演習を実施しているところであります。今後は災害時に於ける要援護者対策を含めた地域防災計画等の見直しを行い、安全で安心できる鞍手町になるよう対応を検討したいと思っております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

災害弱者や障害を持った方などが、1人も漏れることなく避難できるような仕組みづくりをやっていただきたい。医療関係についてもそうです。なかなか難しい問題もあると思いますが、最近の温暖化で昔とは違い大量の雨が短時間に降ると。実際各地で、想定した雨量を超える大雨が降っています。そういうことから、町長が言われるように支援体制に取り組んで、住民が安全で安心な生活を送れるような町づくりに励んでいただきたいと思っております。

次に、子宮頸ガンワクチンに公費助成ができないかという話でございます。ご存じのように、若い女性に増え続ける子宮頸ガンの対策が、全国各地で大きく前進しております。女性特有のガン検診無料クーポンに加え、昨年10月厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には販売がスタートしました。

子宮頸ガンは日本で年間約1万5000人が発症し、約3500人が亡くなっていると推計されています。主な原因はヒトパピロマーウイルスHPVの感染で、子宮頸ガンの原因の約7割を占めるそうです。予防ワクチンは16型と18型のウイルスに対するもので、ガン検診とのセットでほぼ100%予防ができると言われております。子宮頸ガンは予防できる唯一のガンとも言われ、そのためこのワクチンは世界中で広く使われております。日本でもようやく10月に承認されたわけですが、アジアで承認していない国は北朝鮮と日本と言われてきたわけですが、10月に承認され、12月末から市販することが決定されたので今市販されているのだらうと思っております。そういうことで、鞍手町でも何とか子宮頸ガンワクチンに公費助成ができないかお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

子宮頸ガンワクチンに公費助成をとということではありますが、子宮頸ガンの原因は最も高頻度に検出されるHPV16型と18型の感染によるものです。これを予防するワクチンについて、昨年10月厚生労働省が承認をいたしました。この2つの型のHPVは、我が国の子宮頸ガンの60%から70%を占めており、その感染経路は性交渉によると言われております。20歳代の女性患者の9割が16型と18型であり、このワクチン接種による効果が見込まれています。このワクチン接種は1セットで3回受けなければならない、1回の接種料金

は医療機関で相違もありますが、およそ1万5千円から2万円と高額であります。本町にとっても大きな財政負担を伴いますので、今のところ実施は困難と考えております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

町長が答弁されましたように1回1万円以上掛かる、3回で5万円から7万円と言われております。3回接種しなければいけない。これは病気ではなく予防ですので、保険が効きません。財政が厳しいということは私も分かっていますが、将来的な母胎を守るという意味からも、少額でも公費助成ができればと思っております。

東京都杉並区は、今年から子宮頸ガン予防ワクチン接種を無料、公費負担で行うという方針を発表しました。具体的には「中学進学お祝いワクチン」として、中学校新1年生の女子を対象に、必要とされる3回分の接種費用を無料にすると新聞に書かれました。東京都杉並区だからお金がいっぱいあるのだろうと私も思います。財政が豊かであっても、財政が厳しくても、そういうところに手当をしていくというのが人間を大事にする、安全で安心して住めるということになるのではと思っております。杉並区区議会でも12歳の女の子全員が接種した場合、子宮頸ガンの発生を70数%減らせると言われております。自治医科大学附属埼玉医療センターの今野先生の試算データも示されて、ワクチン接種の効果が確認されたと聞いています。子宮頸ガンに罹った場合、医療費、労働損失等も考えますと、医療費がワクチン接種費用の約2倍が掛かるそうでございます。将来的に患者が出ますと、初めは5万円から6万円で済んだものが11万円、12万円と医療費が掛かってくるという研究報告もされております。費用対効果も言及されております。昨年12月、全国で先駆けて助成実施を表明したのが新潟県魚沼市でございます。ここも中学1年の女の子213人を対象に、費用の全額補助を検討しております。埼玉県志貴町では対象が約1200人、兵庫県明石市は対象が約6000人で、小学校6年生から中学校3年生の女子を対象に全額補助を行う方向だという話も聞いています。財政は厳しいと思いますが、子宮頸ガンワクチンについて公費助成を考えるお気持ちはないか、町長にもう1度お聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われております病気については、精神的な了解は私なりにしているわけですが、今の財政状況と実態として鞍手町はこういう方が何名居られるか分かりません。しかし傾向としてそういう傾向にあるということは、それなりに把握しております。今暫く経過を見たいと思います。予防接種は保険が効かないといっても、国の政策の一環として、国にそれなりの助成をお願いしたい。鞍手町に相当数の患者さんが居られるならば、即刻対応していかなければならないと思いますが、その辺も含めて実態はどうなっているのか調査が必要であり、助成によって予防効果があるというデータも出ているので、これを念頭に置きながら今

後取り組んで行きたいと考えております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

患者さんがどのくらい居られるかと言うことでなく、患者さんを出さないようにしようというのがワクチンの接種なのです、予防のためにするのですから。研究では10歳くらいからの接種が適当ではないかと言われていました。

そこで、小学校高学年から中学生の女子はどのくらいの人数がいるのか、費用がどのくらいかかるのか、数字が分かればお聞きしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

保険課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

町長に代わってお答えします。

対象者はどのくらいかということですが、2月26日現在、4月に中学1年生になる方が68人、中学2年生になる方が66人、中学3年生になる方が80人、合わせて214人です。中学生全員に接種するとしたら、1284万円の費用がかかることが見込まれます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

実態をしっかりと調べて、できるだけ早く助成をして欲しいと思います。私どもも国の方に助成を求めていますし、鞍手町も国に先んじて、希望者がいれば一部助成するという体制を考えて頂きたいと思います。要望しておきます。

次に、3のガン検診無料クーポンですが、昨年度子宮頸ガンと乳ガンの検診で、子宮頸ガンについては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と5年おきの女性を対象に、乳ガンは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象に、無料クーポンが配布されました。新年度の無料クーポンの取り組みについてお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本年度国の新経済対策として、子宮頸ガン検診については20歳から40歳、乳ガン検診については40歳から60歳の5年刻みの方に無料クーポン券を発行しました。しかし残念ながら、1月末現在の受診状況を見ると受診率の向上に繋がっているとは言えません。詳しい実施状況は担当課長から報告させます。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

この無料クーポンを使っただけの受診期日は平成22年3月末日までとなっていますが、現在把握している1月末日の受診状況を報告いたします。

子宮頸ガン検診は、対象者471人に対して受診者42人で、受診率は8.9%です。また乳ガン検診は、対象者676人に対して受診者139人で、受診率は20.6%です。この数値を総合検診の受診率と比較しますと、子宮頸ガンは総合検診の受診率19.2%に対して8.9%で、受診率の向上に繋がっているとは言えません。特に20歳、25歳の方の受診率は、対象者182人に対して5人で、受診率は2.7%と極めて低率であります。乳ガン検診については、総合検診の受診率9.4%に対して20.6%で、受診率は大きく伸びていますが、マンモグラフィー検査が1年置きとなっていることを考慮すると、実質1.8%の向上と見ています。健康カレンダーの10月、11月、1月号で周知をしていますが、受診率の向上には繋がっておりません。以上です。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

受診率が低いと。かなり周知もされたと思いますが、特に子宮頸ガンの場合は、安心して受けられるような体制づくりが必要ではないかと思えます。乳ガン検診の場合は、町立病院の女性医師が対応されていますが、子宮頸ガンになるとなかなかクリアできないと。そこまで考えられた体制づくりをするべきだと思います。

無料クーポンは新年度も実施されるのか、はっきりとお聞きしておきたいと思えます。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

無料クーポンについては、新年度も実施していきます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

受診する際の配慮もお願いしておきます。

4の読書推進について質問いたします。

今年は国民読書年になっています。昨年秋に発表された「読書実態と意識に関する調査」によると、1ヶ月に1冊も本を読まない人は23.7%です。5冊以上読むという人は10%。0冊と答えた人が多かったのは30歳代と言われています。若者の活字離れが叫ばれて久しいのですが、国民読書年のキャッチフレーズは「じゃー読もう」となっています。昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果では、2007年度に全国の図書館で小学生に貸し出した本は、登録者1人当たり35.9冊、過去最多になったと言われています。調査開始時の1974年に比べて2.2倍伸びたと聞いております。これは子供読書活動推進法の制定を機に取り組みされた学校での朝の読書や、家庭・地域を含めた読み聞かせ活動が効

果を上げていると言えます。来年度予算編成に向けた政府の事業仕分けでは、「子供読書活動推進事業については効果が明確でない」との乱暴な発言があり、廃止と評決され問題化しております。そこで本町において新年度どのような影響があるのかお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

読書推進についてお答えをします。

子供夢基金は、国と民間が協力して子供の体験活動、読書活動等を応援し、子供の健全育成の手助けをする基金で、体験活動、読書活動、子供向け教材開発、普及活動等に関して独立行政法人国立青少年教育振興機構が取り扱っています。平成22年度予算については、平成21年度12月25日に子供夢基金助成事業を含め、政府予算案として閣議決定されています。

本町では子供夢基金助成事業を活用して、平成2年に地域文庫の代表が集まって「鞍手町文庫連絡会」が発足、現在は会員6名により町内の小・中学校、保育所等で読み聞かせ活動並びに読書の普及活動を行っております。本町では読書推進事業として「ブックスタート事業」、「読み聞かせ出前講座」、「いろいろ端お話の会」を行っておりますが、新年度は影響がないのではと推察しております。

○副議長 日高 直幸君

以上で川野 高實君の質問を終了します。

次に6番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

○6番 岡崎 邦博君

通告に従いましてご質問をさせていただきます。

早いもので柴田町長になられまして4年が経ちました。任期も残り僅かですので、4年間を振り返ってということで質問をさせていただきます。

鞍手町には、柴田町長以前からいろいろ課題がありましたが、町長になられてからの課題もあると思います。それらの課題の中で達成できたものと、できなかったものについてご質問いたします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

4年間を振り返って達成できた課題とできなかった課題ということですが、私が町長に就任した際の所信表明は「安心安全で活気ある誰でもが住みやすく、住んで良かった町を実現することが、町民の皆さんの付託に応える私に課せられた使命であり、町民の先頭に立って福祉の向上と生活安定を図るため、8つの柱を掲げて町政運営に全力で取り組む」と申してきました。

そこで明確な町づくりの方向性を示し、それを実現するために重点的或いは優先的に実施

する施策を位置付けした、実効性のある新しい第4次総合計画を策定し、精力的に施策の実現に取り組んで参りました。そこで8つの柱の取り組みと成果について申し上げます。

第1の市町村合併については、将来の町財政に重大かつ町民にとってもっとも感心のある課題として、旧郡部4町の合併に努力して参りましたが、残念ながら進展は見られない状況であります。

第2の農業振興については、鞍手町として競争力のある園芸作物を確立し、安全安心な付加価値の高い農作物の生産や、農業収益の向上のためにいちじく、ぶどう、ブロッコリ、トマト等の重点品目の産地強化を図るため、県下の普及センター等と手を組んで「活力ある園芸産地育成対策事業」を活用した特産づくり、収益向上に努力して参りました。

このことによりぶどうは、福岡県統一のブランド化が実現しました。また他の重点品目についても、産地強化が浸透しつつあると思っております。

次に第3の商業、工業の振興については、現在都市基盤整備として公共下水道の整備、インターチェンジ、遠賀川渡河橋等の建設を着々と進めておりますが、これと併せて平成20年8月、一部用途地域の見直しを行いました。またインターチェンジ周辺とそのアクセス道路沿線の農地は、平成20年10月商業地化をおこない、商業、工業、住宅が立地しやすいように受け皿づくりに努めて参りました。

現状の経済環境では企業も投資を控えており、結果は得られていませんが、福岡県の企業立地課や県の企業誘致アドバイザーの支援を受けて、(企業誘致に関する)情報収集に努めているところでございます。

次に第4の教育、文化については、教育現場は教育委員会が実態をもっているわけで、学校教育は教育長が居られますので、合議しながら進めて参りました。ハード事業としては、鞍手北中学校及び古月小学校のアスベスト対策を行い、小学校、中学校、鞍手分校の耐震診断を実施して、22年には鞍手北中学校、鞍手南中学校の耐震化工事を実施するようにしております。

また中学校には教師用パソコン16台、給食センターには最新の調理機器を導入しました。現在各小学校、中学校、鞍手分校に地デジ対応テレビ87台を地元業者で整備するようにしております。

ソフト事業としては社会教育で出前講座、例えば各小学校に歴史民俗資料館の学芸員、ボランティアの方々が出向いて鞍手町の歴史を教え、子供たちが勉強しております。

生涯学習については、鞍手町には25団体の生涯学習団体があります。それが細分化し、多くのサークルがあります。これに体育協会の11のスポーツクラブが加わり、数多くの学習団体があります。

文化面では5月に「鞍手芸能まつり」、10月に「鞍手公民館まつり」が行われていますが、町長就任以来、教育と文化の発展のため積極的に支援して参りました。

次に第5、少子化対策については、平成17年3月に作成されました「鞍手町次世代育成支援行動計画」に基づいて、子育て支援サービスの実施、充実、保育所での延長保育や休日

保育等特別保育事業、及び放課後児童健全育成事業、乳幼児や母親の健康確保等の事業にも取り組んで参りました。また安心して出産、育児ができる環境づくりのため、妊婦健診の公費負担を、平成20年4月より公費負担回数2回から5回に、平成21年4月から14回に拡大しました。また里帰り出産、助産師出産にも適用できるようにしました。乳幼児医療対策は、改正前は3歳未満完全無料でしたが、平成20年10月からは所得制限が残るものの就学前まで完全無料とし、県の助成制度は3歳までの措置を行いました。出産育児一時金は、平成21年1月から産科医療保障制度が導入されたことに伴い、平成21年10月から暫定措置であります。4万円を引き上げ、39万円としました。また産科医療保障制度に加入する医院での出産については更に3万円を加算し、42万円としました。

次に第6、女性の地位向上と町づくり参加促進については、男女の性にかかわらず全ての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会づくりを目的に、「鞍手町男女共同社会参画推進条例」を平成20年12月に制定し、平成21年4月より施行しております。

第7 生活環境インフラ整備については、財政状況が厳しい中ではありますが、公共下水道整備、インターチェンジ、遠賀川渡河橋等都市基盤整備を進めて参りました。

河川管理面では、水害対策のため福岡県に西川改修の要望を行い、県から西川改修に取り組むという回答を頂いております。また、中山地区の水害常襲地帯についても、県に実態調査をして頂き、支援指導のお願いをしております。

遠賀川については、河川事務所に今村付近の堤防補強工事を要望していましたが、現在補強工事が進められています。

第8の障害者や高齢者等の福祉の向上については、障害者自立支援法や介護保険法に基づくサービスの他に、障害者や高齢者が安心して暮らせる町づくりを目指し、福祉タクシー料金助成等の生活支援事業や、介護予防事業に取り組んで参りました。

以上取り組みと成果を申し上げますが、町民の皆さんの福祉の向上と生活の安定を図るためには道半ばで残された課題はたくさんあると考えております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

達成できた課題というよりは4年間どうしたことをしたかという実績でした。

達成できた課題とできなかった課題ということで、町長は平成19年、各区に入って町政懇談会を行っています。39区、950名くらいの方が参加されて、それぞれ住民の方たちが鞍手町に対して「どうなっているか」とお尋ねをしていました。上位の質問では、行財政改革関係、町総合計画、町づくり対策関係、人口の減少についてという質問が多かったようです。また、旧宮本学園問題、財政問題、市町村合併問題、下水道整備事業関係、福祉バス、コミュニティーバスと、町民の皆さんが多く質問をされてきました。

行財政改革について町長は、「減らすだけでなく積極的に収入を増やすのが最重要課題だ」と議会でも住民説明会でも言われていました。その最重要課題は企業誘致だと。人口の増加も

収入増加に結びつくので、そのようなことを答弁されていきました。

町の最重要課題と言われていましたが、町の増収を図るという課題については、どのような対策をとられたのか、町政の中で実施されたのかをお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町の増収に関しては、企業を誘致し、人口を定住化して増やすというのが私の所信でした。しかし、リーマンショックなどにより景気が後退し、会社が進出してくる動きは一切ありませんでした。つまり工場誘致についてはできなかったということでございます。

もう一つ、人口問題ですが、人口も以前は2万400人いたのが、5年間で1千人ずつ減ってきました。出生率も下がり、今は出生者より死亡者の方が多いというのが実態です。そのためにはインフラ整備をやって転入者を増やし、定住させていかなければならないと。公共下水道をメインに進めて参りました。公共下水道整備は計画どおり進んでいますが、人口が定着するには至っておりません。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

景気が後退したのでできなかったと思います。小竹町の場合は、以前整備していた土地があったから、そこに多くの企業がきたということはありません。鞍手町の場合は土地があっても整備されていないので、企業が来なかったのだと思いますが、慌てて造成しなかったのがかえって良かったのではとも思います。数億のお金を掛けて造成をしていけば、第2の宮本学園ということで、売れ残って始末に困ったのではとも思います。

しかしながら、町の増収図れていないので非常に財政が厳しくなっています。旧宮本学園の問題についても質問がありました。19年3月にかんがい揚排水基金を取崩して22億6500万円支払いをしています。その後音沙汰がなく、議会はその後どうなっているのか分からないのですが、町有地になった後、町としてはどういう動きをしたのかお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

宮本学園の跡地は用途地域の指定がされています。それで企業誘致もできません。教育施設か住宅かがメインであろうと。町内の住宅産業の方、いろいろな方に団地造成について協議のお願いに行きました。宮若のトヨタ関連で造成しているメーカーにお願いに行った時は、造成した土地が売れなくて困っているということでした。

今後、宮本学園の跡地利用については住宅、病院、学校施設等がありましたら進めて行かなければなりません、(町が)造成までして待つということは考えておりません。

実態としては住宅メーカーが乗って来なかったということです。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

宮本学園の土地を公社から購入する際、「鞍手町公共用地利用対策会議」を立ち上げて5回の会議をしています。5回目の会議で最終答申を出す時に、「土地利用について執行部だけで検討、対処することは難しい。そのために組織づくりを立ち上げることを考えていますので、土地の有効活用とか処分の仕方などを協議する組織を立ち上げる必要があると答申して頂ければ、執行部としては早急に進めなければならないと考えています」と、古野委員の発言がありました。その答申を受け、議会も22億6千万円の支出について賛成をしたわけです。その後住民の説明会でも「付加価値を付けて処分したい。長い時間を掛けて返す。例え合併したとしても行政が責任をもつ」といわれました。議会の議案質疑でも「公社から買い取った土地の利用計画は。返済計画をきちんと示すべきではないか。」という質問に、「協議会や委員会を立ち上げて皆さんの意見を聞きながら土地の処分、返済についても協議を進めていかなければならないと考えています」と答弁をされていましたが、委員会や協議会は立ち上げられないまま4年間を過ごしてきました。

「執行部だけでは難しい」と対策会議の中でも言われていましたし、皆さんのお知恵を借りるという意味でも早急に立ち上げるべきではなかったかと思いますが、どうですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その当時協議会を立ち上げると聞いておりましたが、その時の社会情勢、経済情勢を考慮したうえで、立ち上げて効をなすかという判断に立って今まできたという状況です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

対策会議の中でのお約束ですよ。それが前提となって、かんがい基金を取崩すのも致し方なしと発言されています。そういう約束は守るべきではないですか。行政は約束したものは守ると。協議会ができて、どういう答申を出して、それができるかどうかは別の問題です。

住民の皆さんも含めた協議会なりを立ち上げてすべきではなかったかと思いますが、再度お尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

言葉を返すようですが、その時の状況判断で私がしました。時期がこういう状況なので立ち上げませんでした。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

時期と言うけれども、当時は約束して22億6千万円のお金を払っていいということになったのですから、終わって直ぐに立ち上げるのが普通でしょう。

後は市町村合併の問題ですが、議会でも平成19年の改選後、6月の定例議会で市町村合併に関する調査特別委員会の設置について検討しました。改選された議員の公約の中にも、広域の市町村合併は推進すべきという項目もたくさんありました。合併は一旦破綻になりましたが、新たな枠組みも含めて特別委員会で調査研究をし、合併に向けて議会としても進むべきではないかと提案したのですが、残念ながら否決になりました。最近では一度は破綻した前原市、二丈町、志摩町の1市2町が、最終的には合併して今年糸島市が誕生しました。八女市も、八女郡の町村と市が合併して新たな八女市ができました。特別委員会が設置されていれば違った展開があったかなと思います。議会の責任も多少あると思いますのが、合併ができなかったことから町単独で行くという決意をされたわけですから、厳しい道のりになることを覚悟して今後も進んでいかなければいけないと思います。

町長になった後、大変な事件が起りました。公金横領事件です。公金横領問題は全て解決したというお考えかどうかお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公金横領問題ですが、元職員は逮捕起訴され、現在司直の手で原因糾明が行われ、3月17日には2回目の公判があるようになっています。私はそれで解決したとは思っておりません。一義的には横領した者が弁償するのが当たり前です。しかし、大事な血税を使ったということに対しては、長期に亘って何らかの形で返していかなければならないと思っております。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

どういうことを言われているのか理解できませんが、長期に亘って解決しないといけないということであれば、解決はできてないと考えられているのだと思います。

在任期間が少なくなり4年を振り返ってということですので、また当選された後、解決に向けて努力されるのだろうと思います。

今後も公金横領問題については、まだ解決してないということで認識させていただきます。ただ、篠原前町長に対しては協力を求めるべきではないかということで、区長会から議会の方にも要請文が来ています。区長会の有志の方も、直接篠原前町長のところに行ったというお話も聞いております。

平成17年に税金の横領がありました。それについて篠原前町長は、当時の柴田議長に対

し「税収納に関して事件の再発防止に関する改善策」を提出しています。この中で前町長は、「人事管理の適正化を図り、一部署の長期配置の解消に努める」と上げられています。次に、毎年開催されている職員研修で服務規律の研修、綱紀肅正と再発防止に向けた研修に努めると。篠原前町長が柴田議長に対して改善策を提出しています。

これについて一部署の長期配置の解消に努めるとははっきりと書いています。4月で大幅な異動をしたのか。実は梶原は異動してなかったわけです。

篠原前町長には自分で改善策を出していながら、それに取り組まなかったという責任がはっきりとあるわけです。柴田町長は篠原前町長に「こういうことを怠っている」と言えると思います。やはり町長としての責任も当然あるということで、交渉できるのは柴田町長しかないわけです。長期にと言われましたが、今直ぐにでもできると思いますが、如何ですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

18年の4月16日に町長に就任しました。その年の4月には人事異動があっていました。私が人事異動をしたのは19年4月分からです。

私が責任問題を篠原さんに言う前に、説明会の中でもいろいろありました。説明会の意見を尊重してやってきたということです。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

説明会も3回出ていまして、篠原前町長に対して協力を求めるべきだという意見が相当あったように思います。任期の間には是非、篠原前町長に働きかけをして頂きたいと思います。

次に人口の減少問題に移ります。これについても住民懇談会で多くの方から質問があっていました。鞍手町はどれくらい人口が減っているのか。17年までの10年間で、約2000人減っているということです。人口の減少は加速度的に進んでいるという認識はあるだろうと思います。

18年以降、自然動態、死亡と出生の差と、社会動態、出て行く人と入ってきた人との差について、どのような実態があるのか、増減数についてもお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

人口の自然動態、社会動態及び増減数はという質問だと思います。

本町の人口動態について、住民基本台帳を基に申しますと、本町の人口は外国人を含め平成18年3月31日時点で1万8854人、平成22年2月末時点で1万7669人、4年間で985人の減少となっています。自然動態では4年間で出生数419人、死亡数796人で377人の減、社会動態では転入者2314人、転出者2962人で608人の減となり

ます。本町の人口は4年間で985人の減少となっています。比率ですと1年間で約1.3%の減少となっています。

人口減少に対する私の所見ですが、国の人口推移も2007年から2010年の10月1日までの間に59万4000人の減、年間約1.2%の減少となっています。

福岡県内の人口推計では、県全体では減少傾向にあるものの、福岡市及び福岡市周辺の市町は増加傾向にあり、他の市町村では減少し、都市部への人口の集中化が今後も続くと推測されています。どの市町村でも人口減に歯止めをとという共通の悩みがあると思いますし、私も町長就任以来安全安心で活気ある、誰もが住みやすい、住んで良かったという町を実現することが使命だと申してきました。人口減少についても何かと歯止めをとという思いで、定住促進を目的とした少子化対策として、子育て支援サービスの充実や乳幼児医療の拡大、母親の健康確保のために妊婦健診の助成拡大など、安心して出産、育児ができる環境づくりに努めて参りました。

ハード面では都市基盤の整備を目的に上下水道、インターチェンジ、遠賀川渡河橋の整備促進に取り組んできました。現時点では定住人口の増加などの効果は見えませんが、インフラ整備は、将来に亘って必ず活力ある町づくりに資するものと思っております。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

18年4月から今年の2月までで985人の減少ということです。平均すると約1年間で250人ほど減っているということです。単純に考えると今年の国勢調査では1200人減ることになります。ということは、ここ15年で3000人ほど減ることになります。人口減少は直接財政に影響します。地方交付税は国から措置されますが、測定単位は人口が基準になっていますので、20年度決算の場合、1人で割りますと12万4千円。今年の国勢調査の人口が基準となり、23年度からの地方交付税に直接跳ね返ってきますので、単純にかけると毎年1億5千万円ほど減ることになります。行財政改革を一生懸命しているのは承知していますが、更に1億5千万円の行財政改革をしないといけないと。乾いた雑巾をもう一度絞るというトヨタ方式にしないと鞍手町はやっていけないことになると思っております。

4年間の実績を詳細に述べて頂きましたが、これだけ人口が減少しているということは、町民の皆さんは理解して頂けてないのではと思います。また、町民の求める施策と行政がやっている施策の間に行き違いの部分があるのではないかと感じています。

もう一度町長にお尋ねしますが、国勢調査に於いて1200人ほど減少した場合、財政上も厳しくなるし、行政が行った施策と住民の受け止め方の違いについて町長はどのようにお感じになりますか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

人口が減っていると。福岡市の周辺市町村は増えていると報道されていますが、北九州市以下は人口が減っています。全国で50万人の減と言いましたが、そういう状況にあるということ踏まえながら、1万9000人という総合計画に掲げた目標に向かって努力しているのが実態です。

行政が行った施策と住民の受け止め方の違いということですが、私はその問題について直接住民から聞いたことはありません。町民感情がどのようで、どう思っているのかは私の方には入っておりません。

財政面で言いますと、国の財政支援として22年度から過疎地域に指定されました。過疎債を利用しながらインフラ整備もして、活力を付けていかなければならないと。どういものが過疎事業に乗るのかを考えながら、日夜努力しているのが現状です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

国も人口減少に入っていると言いますが、国の人口は自然減だけです。国は亡くなった人の数で減るのです。鞍手町の現状は、自然減よりも社会減が多いのです。230人くらい社会減が多いのです。ですから私は質問をしたのです。出て行く人が多いのです。端的に言えば、鞍手町に魅力を感じてないと。他の自治体の方が鞍手町より住みやすく、利便性が高い。そういうことで移り住んで行くことが、鞍手町の人口減の一番の原因だろうと思います。その辺は謙虚に受け止め、施策に活かして頂かないと益々人口が減ることになります。

ちなみに宮若市の選挙に合わせて、3月7日の西日本新聞に「依存から脱却なるか」、サブタイトルが「人口減、図書館建設問題も」という記事がありました。宮若市の人口は4年間で205人減っています。桁違いに鞍手町の方が多いのです。宮若市は3万1000人を維持しているわけです。宮若市も205人と言えども人口が減少しているので、総合計画に掲げた3万2000人に達するために施策を考えています。その1つ定住促進策として、市内に土地や住宅を購入した人に対し固定資産税相当額の奨励金を交付。去年は43件の申請があり、改善の兆しも見えているとなっています。

鞍手町は10年前から2000人も減っているわけです。それをないがしろにして4年間を過ごしたために、今年の国勢調査では前回より1200人減ると思います。私の見方が違っているというのであれば、何か反論をして下さい。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

人口減のことを言われていますが、社会情勢が変わり、今の若者思考は変わってきています。努力はしていますが、結果として人口減ということなのです。それに対して反論はありません。人口を増やすこと、これは政治をする者の最大の課題だと思います。努力しなければな

らないと思っています。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

理由として社会情勢の変化とか、若者の思考の変化ということと言われましたが、宮若市も鞍手町も遠賀町も情勢の変化には変わりないのです。状況はどこも悪いです。悪いのを理由にしたら何もできないわけで、他の自治体はその中でどうやって町民の定住化を図り、人口を増やそうかと努力をしているのです。その努力の差が人口減少数の差につながっているのです。そこをもう一度謙虚に考えて下さい。これ以上人口が減ったら崩れてしまいます。

危機感をもって、行政担当者の方には努力をして頂きたいということで、私の質問を終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

ここで暫く休憩します。

休憩 14時54分

再会 15時10分

○副議長 日高 直幸君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番議員 香原 暹君の質問を許可します。

○2番 香原 暹君

鞍手町は職員による公金横領問題も大変な問題ですが、もう一つ大きな問題があります。それは仕組債の購入問題です。

そこで先ずお尋ねいたしますが、町長が就任した平成18年以降に購入した仕組債の総額はいくらですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現在購入している仕組債は、5億円でございます。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

5億円というのは、現在保有している仕組債だと思います。18年4月以降に合計11億3千万円分の仕組債を購入したと聞いていますが、その辺の数字の違いを明らかにして頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

最初に5億円以外のものは仕組債ではありません。このことについては順を追ってお答えします。

私の就任中に議員指摘の5億円以外のものは、水道事業会計が平成19年11月26日に運用した3千万円と、元出納員が鞍手町かんがい施設維持管理運営基金を無断で運用した平成19年5月25日の6億円で、何れも日興コーディアル証券より購入したドイチェマネープラスという外国投資信託であります。外国投資信託は仕組債ではありません。

この内、鞍手町かんがい施設維持管理運営基金6億円については、平成20年1月と3月の2回運用し、平成20年7月に解約しましたので今はありません。

この間の受取利息は、預け金97万5328円を含む479万1258円です。水道事業会計3千万円も平成20年7月に解約しましたので今はありませんが、この間の受取利息は13万5960円です。現在何れも定期預金で運用しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

6億3千万円は難を逃れたということが言えるかと思います。現在5億円の仕組債が残っています。これらの仕組債の直近の評価額についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この件については、会計収納対策課長から答弁させます。

○副議長 日高 直幸君

会計収納対策課長。

○会計収納対策課長 田中 正一君

現在運用している5億円分の仕組債の直近の状況について、町長に代わりましてお答えいたします。

初めに、福岡銀行を通じて前田証券から購入した、谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組債は、運用元であるリーマンブラザーズが破綻した関係で同社のユーロクリア口座が凍結されていたため、直近の時価評価額は算定できていませんでした。しかし、凍結されていた前田証券の保護預かり債券が、今年の12月に返還されたことに伴って時価評価額の算定が可能となり、平成22年1月29日現在での時価評価額は6206万円となっています。

凍結されていた平成20年度分の利息50万円についても支払いがあり、今回の谷山池パイプライン水利施設運営費特別会計補正予算で計上いたしています。

次に、西日本シティ銀行を通じて、みずほ証券から購入した谷山池パイプライン水利施

運営基金1億円の仕組債の時価評価額は、平成22年1月29日時点で7222万円となっています。

次に、野村証券から購入したかんがい施設運営基金3億円の仕組債の時価評価額は、平成22年1月29日時点で2億1555万円となっています。1月末時点での時価評価額の合計額は3億4983万円となり、評価損については1億5017万円となっています。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

現在、鞍手町が保有している3つの仕組債の評価額が出ました。前田証券から購入したリーマンブラザーズの商品については、長いこと評価額が出ていませんでしたので、私どもは大変心配していましたが、現在1億円が6206万円ということで、3794万円の評価損ということでございます。「リーマンブラザーズ関連の商品は紙切れ同然」ということが言われていたのですが、6割強助かっていると。

合計で1億5017万円の評価損が出ているということでございます。公金横領事件で約2億6千万円の損害、合わせて仕組債で1億5千万円の損害が現在のところ出ているということで、町にとっては大変由々しき問題であると思っております。

町民の多くの方は、仕組債購入問題については寝耳に水という思いがあります。そしてよく分からないと言います。

どういう問題があり、何が大変なのかということを知りたがっています。これだけ迷惑を掛けているのですから、町長は是非説明会を開いて、町民に説明をする責任があると思いますが、この問題に関して説明会を開く考えはありませんか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

仕組債についての説明会を開催する考えはということですが、住民説明会については、昨年の9月議会で議員からの質問に対し「地域に入って説明会をしないといけない」という答弁をしています。

昨年12月、鞍手町を3箇所に分け、19日に古月小学校、20日に総合福祉センター、23日に中央公民館において、公金横領事件住民説明会を開催しました。

説明会の質疑応答の中で、仕組債の問題もお答えをしています。そういう状況でありますので、現在のところ仕組債の問題について住民説明会をすることは考えていません。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

説明会をする必要はないということでございますが、これだけの公金が失われているし、今後どのようにするのか非常に難しい問題だと思います。

元々仕組債には2重のリスクがあると思っております。1つは集めた資金を投機目的で運用するために起こるリスクです。第2のリスクは売買が外貨建で行われるということです。外貨建で行われるということは、当然為替変動のリスクを受けます。仕組債は2重のリスクを負っていると言っても過言ではないと思います。

地方自治法第235条の4には「歳計現金は最も安全且つ有利な方法により、これを保管しなければならない」と規定されています。鞍手町のそれぞれの基金条例でも同様のことが謳われています。

例えば、鞍手町かんがい施設維持管理運営基金の設置、管理及び処分に関する条例の第4条には「基金に属する現金は必要に応じ、最も確実、且つ有利な有価証券に換えることができる」ということになっています。「最も確実、且つ有利な有価証券」というのは、普通は国債、公債ぐらいしか考えられないと私は思います。このような2重のリスクを負った金融商品は、これには該当しないと思いますので、これは自治法違反、条例違反の行為ではなかったかと思えます。

実際、リーマンショックやドバイショック、そして最近では中国の土地バブルの崩壊の危機等があります。中国の土地バブルが崩壊するとなると、ドバイショックの何十倍という大きな、世界的な経済金融恐慌が起こるだろうということも囁かれています。

これまでも、これからも、どのような経済危機がやって来るか分かりません。世界経済はグローバル化しています。グローバル化したがゆえに金融派生商品が出回るのですが、こういう時代は世界の何処かで起った、一寸したことでも金融経済全体に影響を及ぼす時代ですから尚更のことと思います。こういうものには絶対に手を出さないということが、健全な自治体の在り方だと思います。

地方自治体がこのような危険な金融商品を導入することのないようにということで、今の政権では金融商品の販売等に関する法律、いわゆる金融商品取引法を改正し、自治体がこのような金融商品を実質的に買えないようにする方向の改正法案が4月に提出されると聞いています。

そこで疑問に思うことがあります。総務省が平成19年3月に仕組債を購入している自治体の調査をしたところ、その時点で仕組債を購入している自治体の数は、都道府県で7団体、政令指定都市で6団体、市町村で1団体と発表されています。

この市町村1団体というのは鞍手町のことでしょうか。当時、総務省からそのような調査がありましたか。その点についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

お答えいたします。

19年2月、総務省から確かに調査があります。鞍手町は該当なしで報告しています。その時の調査の中に、鞍手町が導入しているような種類の仕組債の調査はありません。

現在鞍手町が購入しているユーロ円債、こういう仕組債は全国でも沢山の自治体が購入していますが、当時の調査項目には鞍手町の方は該当しませんでした。その後、総務省から何回か調査があります。次の時は鞍手町が購入していますユーロ円債の調査がありますので、その分は鞍手町も該当ありで回答をしています。鞍手町以外にも沢山の自治体が、特に兵庫県、福岡県が多いらしいのですが、そういう形で、鞍手町と同じような形の仕組債を購入しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

当時の政府の調査項目に該当するような仕組債ではなかったということで、鞍手町は0という形の回答をしたということです。

先程、仕組債の購入は全国でかなりあるということをいわれましたが、実数が分かっていたら教えて頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

いま手元に資料を持っていませんが、これは朝日新聞等いろいろな新聞で公表されています。私も朝日新聞の経済部の記者から取材を受けました。私の名前も載っていたと思います。宙では覚えていませんが20数団体だったと思います。この近辺では飯塚市、苅田町、芦屋町、鞍手町、矢部村だったと思います。私が銀行の方に聞きますと、鞍手町と同じような形の仕組債を県下で7自治体に販売したと言われておりますので、大体そのくらい福岡県ではあるのではないかと考えております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

平成19年度の総務省の調査の時点で、現在のような内容の仕組債についての調査があったということですが、正確な商品の名前は分かりますか。分かったら教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

今手元に資料を持って来ていませんが、調査書は会計管理者が保存しています。鞍手町が今導入している仕組債は、その調査に該当しないということを県にも問い合わせたと言っていますので、その時は鞍手町の方は該当していなかったと。後程回答した控えがありますので、ご覧になればいいかと思っております。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

仕組預金等4つの項目ということでしたが、こういうことが総務省の方で調査に上がるということは、問題になりつつあるということの表れではなかったかと思います。

その時点で思い止まる必要があったのではないのでしょうか。その後、先程の6億と3千万の分も含めて11億3千万円の仕組債を購入しているわけです。そういうことをいち早くキャッチし、ストップを掛ける必要があったのではと思いますが、当時そういう考えはなかったのですか、お尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

私が何回も答弁申し上げましたが、私自身、鞍手町の基金の管理運用は収入役の専管事項といえますか、職務と置いていたところはあります。

平成13年、鞍手町にネドから57億円がポンプの基金として来ました。

その時に当時の収入役さんと町長が協議され、随意契約である証券会社から国債を買われています。前町長も答弁されていましたが、会計の仕事は収入役に任せていたということで、私も長く財政を担当していましたが、一度も相談はありませんでした。所管の課は、今回の大きな反省点ですが、基金の管理運用は会計がするという認識でした。19年2月にそういう調査があったということ、私は知りませんでした。

今のような金融の知識があれば、そういうものを絶対購入していなかったとっております。多分私以外の会計管理者にしても、その辺の情報不足、勉強不足ということで、議員がお尋ねのような知識がなかったということだろうと思います。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

今、主に副町長が答弁されていますが、基金を管理することは町長の責任になっています。町長も実際に協議に加わった時もあるということであり、町長が決裁した分もあります。協議をした時点でOKを出しているながら、梶原氏が独断でやったというのもあるように聞いています。

基本的に町長も、それを承認して来たという経緯があったと思います。その辺の感じ方について、副町長でなく町長の考え方をお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この問題は100条委員会でも皆さん議論されたところであろうと思います。私が決裁した分ですが、19年3月に1億はしています。後は一方的に、当時の梶原が基金を運用したということになっています。基金管理者と言われたら、私は全体的にありますが、収入役部

局が専門にやっている課でございますので、その辺のところまで管理が至らなかったと。1億円については、私が印を押しています。後の分については、出納員が勝手に、黙って公印を押したということになっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

梶原が勝手にやったと。1億円については自分に責任はあるが、他は全部梶原の責任だというような答弁でございます。全ての基金運用について協議をしているのではないのですか。そこで承諾をしたからといって、職員が勝手に印鑑を捺するのは勿論違法ですが、内諾をしているわけですから、そこに責任があるのではと聞いているのです。

19年2月に総務省が調査をしていたことを、私は初めて知りました。そういう調査をされていながら、何とも感じなかったということ疑問に思うわけです。

もし梶原が勝手に(仕組債の購入などを)やって、町に損害を与えたということであれば、当然梶原本人を告訴すべきだと思います。告訴もしないで、何で今まで放置して来ているのですか。おかしいでしょう。損害を与えられているのですしたら、当然町として警察に被害届けを出し、告訴すべきではないですか。これは自分の責任を認めているということになるのではないですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公金横領と仕組債は違います。その時点で、仕組債について告訴をしないといけないのですか。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

勿論、仕組債と公金横領は違います。しかし町に被害を与えているということは事実ではないですか。公印を無断で使用したということは、有印公文書偽造罪というものに当たるのです。それをもってでも告発すべきであるし、被害があるのでしたら告訴すべきだと思います。それをしないで「公金横領と仕組債の問題は違う」、「それは既に解決した問題」というようなことでは納得できないと思います。今後30年間も続いて行くわけですから。大変な問題だと思います。30年後に償還されたときに、どれくらいの価値になっているか。かんがい施設維持管理基金として30年間、5億円は使えないのです。その辺の責任を感じないのですか。町長に答弁をお願いします。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

整理して私の方から答弁させていただきます。19年2月に総務省が調査したと。これは確かに町に調査依頼が送ってきました。

会計管理者の専決で回答していますので、町長も私も該当なしの回答については決裁をしていません。そういう調査があったというのは、今回色々な事件があり、私が調査する中で知ったということで、町長も私もその時点では知りませんでした。

18年12月に福岡銀行を通じて前田証券から1億円の仕組債を買っています。19年3月に西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から1億円を買っています。20年5月に野村証券から3億円の仕組債を買っています。現在鞍手町は、仕組債を5億円保有しています。

先程言いましたように、ドイチェマネープラスの分は仕組債ではありません。外国の投資信託ですから仕組債とは違います。また、それは既に売却していますので、今は保有していません。

5億円の仕組債を購入していますが、18年12月に福岡銀行を通じて購入した仕組債については、当時の会計管理者と梶原が何回か福岡市で開催されたセミナーに参加して、利息が安い時期であるから何らかの形で運用できないかということで2人で協議の上、購入しようということで手続きを踏みましたが、そのことについては一切決裁をとっていない。会計管理者は承諾したが、会計管理者も印鑑を捺していないという形で1億円の仕組債が購入されています。

19年3月、西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から買った1億円については、財政、当時かんがいの基金を持っていた産業課、私、町長と、全て普通通りの決裁をとっています。しかし、決裁をとる時にリスクの説明は一切なく、「2～3年で償還できます」「元本は確実です」という形で決裁を採っています。これについては町長、私も印鑑を捺しています。

20年5月は3億円です。これについては何回か説明いたしましたが、最終的に梶原が「決裁をうけるために説明すれば、リスクの説明もしなくてはならない。そうすれば決裁がもらえないということで、勝手に職印を捺しました」と言っています。職印を捺したということは梶原が言っているのであって、誰もそれを証明した者はいません。このことについても警察には言っています。

なぜ告訴しないかということですが、告訴する場合は確実に立証する証拠がいるわけで、自供だけではできない。2億6千万円の横領、全体の中で、当然この分も含めて警察には話をしていきますので、全体の捜査の中で加味されたかどうか分かりませんが、警察の方は十分承知の上で起訴されていると思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

確かに告発、告訴する場合、警察は証拠を求めて来ます。現実に購入された申込書に印鑑が捺されていると、梶原自身も100条委員会の中で証言しています。それをもって十分な証拠に成るのではないのでしょうか。少なくとも告訴、または告発できる状況にあると思いま

すが如何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

告訴のことを言われていますが、告訴も大事だと思います。ただ告訴しなくても、警察は事件性があり、証拠があれば立件するのです。警察に私の方が届けていますので、告訴がなくても警察の立件の中にそれが含まれるかどうかは分かりませんが、警察の捜査の中に入っているから、告訴をしなければ警察が立件しないということではないのです。

被害があれば当然被害届を出したり告訴したりしますが、告訴というのは私の方も2億6千万円という横領があって、1億5090万円しか告訴できていないのですから、告訴ができなかったからといって、警察が捜査しないということではない。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

警察は告訴すれば、より力が入ると私は思います。告訴しないのは町長にも責任があると。そういう協議に加わって内諾をしている後ろめたさがあるからしないのではないですか。勝手にやったと言うのでしたら当然すべきです。それができない、やらないのは町民に取っては大きな問題だと思います。梶原が勝手にやったということならば、この問題も大きく取り上げて告訴すべきだと思います。

鞍手町の問題を洗いざらい明らかにしなければ、根っこを確実に抑え何故こういう問題が起こったのかということを整理しなければ、せっかく再発防止に取り組んでいても再発防止策は十分に進まないのではないかと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

副町長が言いましたように、告訴状にそういうものを含めて告訴しているから、後は立件の関係で警察の方がどのようにするかということです。立件できなければいくら告訴しても取り上げないという感じをもっています。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

この問題はそれぐらいにしたいと思います。この問題については毎回議会で質問しないと、現在どのぐらいの評価損があるかということのを明らかにできないと思います。ただ、今後毎月でもいいから、その時点の評価額がいくらという報告をして頂ければ質問は必要ないと思います。逐次報告をお願いしたいと思います。

次に、平成17年に巡回バス導入検討委員会が設置されました。平成19年3月に答申が

あり、現在の福祉バスを拡張して6路線で運行するようという提案がありました。その後、町としてもその線に沿った計画が発表されましたが、未だに実施されていません。実施されない理由は何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

福祉バスの導入について、平成19年3月に巡回バス導入検討委員会の決断が出た後、町として発表した計画が未だ実施されていない理由は、ということでございます。

これまでもお答えをして来ましたように、福祉バスの見直しについてはバス導入検討委員会の答申を受け、サービスの提供と財政上の問題、成果、経済効果も考え、調査研究をした上でと申して来ました。

答申に当たっては、福祉バスのバス停増設、鞍手車庫までであった西鉄バスの路線延長、コミュニティーバスの一部膨らまし、これについては実現できました、また福祉バス4路線を6路線に拡張、5箇所の公共施設で乗降できるバス停の設置、さらには郵便局での乗降という要望もありました。

既存の民間バス会社との競合の問題などがありますが、やはり一番大事な問題は財政上のことになります。鞍手町の重要課題の1つは財政の立て直しとっており、現在、行財政改革に取り組んでいるわけです。交通弱者と言われる高齢者、障害者の方達の切実な思いは十分認識していますが、バス購入費、毎年の運行経費等は、今の鞍手町にとりましては大きな財政負担となります。

私は福祉バスで儲けることは考えていませんが、小さな投資で大きな効果を得るためにはどういう形が良いのか、町内の公共交通の在り方について総合的に調査研究するよう指示をして来ました。昨年12月の定例議会でも巡回バスの一般質問があり、その答弁で国土交通省の支援を受けるための準備をしていると申しましたので、現段階及び今後の予定について担当課長より説明をさせます。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

町内巡回バス、福祉バスの見直しに当たりましては、昨年12月定例会で、国土交通省の財政支援となる地域公共活性化再生総合事業を活用するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を立ち上げる費用として補正予算を計上させて頂き、議会で承認を頂いております。

本年2月17日に、西鉄バス等の民間公共交通機関、JR、タクシー事業者、議会代表、直方警察署等の各団体代表者で構成する鞍手町公共交通活性化協議会の設立会議を開催し、目的、事業、組織等の協議会規約、今後のスケジュール等について承認を頂いております。

オブザーバーとして、国土交通省九州運輸局福岡支局の主席運輸企画専門官にも同席を頂いています。これにより地域公共交通総合連携計画を策定するために、今月中には申請作業を行うという段階まで来ています。

昨年8月には、無作為抽出によるアンケート調査をやっています。これはコミュニティーバス、西鉄バス等の公共交通機関に関する意識調査です。12月にはコミュニティーバスと福祉バスに職員を同乗させ、乗客にアンケート調査を行うなど、利用者のアンケート調査等で実態把握に努めています。これらのデータについては、協議会で調査分析して頂き、今後の参考にして頂きたいと考えています。これが今までの経過でございます。

今後ですが、3月中には補助金のための事業申請をしたいと思っております。これの承認が得られましたら22年度中に事業計画を策定し、補助金申請、陸運局の認可等がありますので23年度4月1日にはなりません、23年度中には試行運転を開始して、25年までの3年間に、毎年事業の評価と見直しを繰り返すと。これによって26年度から事業の本格化、安定した交通機関を立ち上げるという形になって行きます。こういうスケジュールで今後進めていくようにしています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

これまで福祉バス導入については再三議会で、私をはじめ、他の議員も質問してまいりました。その度に町長の答弁は、財源の問題や他の公共交通機関との調整の問題があるということで、なかなか進んでいませんでしたが、やっと補助金の申請ができる段階になって来たということでございますので、大変有難いと思います。それが何故早くできなかったかという疑問が残りますが、できるということであれば良かったと思います。

先程町長も言われましたように、交通弱者の方にとっては大変な問題なのです。特に高齢化が進んで行く中で、私も町民と会うたびに「福祉バスはどうなったのですか」ということをよく言われます。「早く走らせてもらいたい」という声を耳にするものですから、私も敢えて質問させて頂きました。できるだけ早く実現するよう努力をして頂きたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で香原暹君の質問を終了します。

次に13番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に従いまして、麻生県政と福岡県町村会汚職事件について質問します。

福岡県では、麻生知事の片腕として県政を担って来た中島前副知事と、長年地方政治に大きな影響力を振るって来た山本文男県町村会会長が、今年2月2日逮捕されました。地方政治を歪めるものとして徹底説明が求められるところです。

後期高齢者医療制度の運用を廻り、中島前副知事が町村会側に便宜を図った見返りに、2

007年8月上旬頃100万円の現金を受け取ったという容疑です。今回の逮捕によって、町村会側から中島氏に対して長期に行われて来た裏金接待も山本会長の指示で行われ、他にも多くの贈収賄行為に当たるものがあるのではないかという疑惑が当然のごとく浮上しています。

今回の裏金となったお金は、直接的には町村会に上げた町村自身の負担金であり、また全国町村会の共済事業や宝くじの交付金は市町村に還元されるべきでものであるにもかかわらず、これが裏金として不正に流用されて来ました。県と市町村の関係を賄賂によって歪め、地方自治を踏みにじる許し難い疑惑です。市町村は自らの公金が不正に使われた事実を踏まえ、今回の事件の真相解明を求めると共に、これを繰り返さないための再発防止策をこの機会に明確にさせて行くことが必要だと考えます。

そこでお尋ねしますが、去る2月26日に県町村長会が開催されています。この中で贈収賄事件を受けて、町村会でどんな話がされたのか、その内容についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

県町村会での汚職事件に関する内容はということですが、この件については新聞等の報道によりある程度は承知されていると思いますが、2月26日に開催されました町村会の定期総会では事件について報告がされました。

この報告の内容を申し上げます。まず、平成21年11月25日、町村会事務局の現職1名、元職2名と取引業者1名の計4名が、町村会に対する詐欺容疑で逮捕。11月28日には町村会山本文男会長が、平成18年3月6日から19年12月5日までの間に9件、総額102万8264円をコピー代金名目で搾取されたとして被害届を博多警察署へ提出。

12月16日、現職1名及び元職1名が町村会に対する詐欺罪で起訴されましたが、元職1名と業者は処分保留で釈放。12月21日には財団法人福岡県市町村会振興協会山本文男会長が、平成18年3月8日頃から19年12月5日頃までの間、10回に亘るコピー用紙代の架空請求により、184万2277円を搾取されたとして被害届を博多署へ提出。

平成22年1月7日、先の4名が振興協会に対する詐欺容疑で再逮捕。1月28日、12月26日に起訴されていた2名が振興協会に対する詐欺罪で追起訴。この時も元職1名と業者は処分保留で釈放。2月2日、山本文男福岡県町村会長及び中島前福岡県副知事が贈収賄容疑で逮捕。2月4日、笹淵前町村会事務局長が贈収賄容疑で逮捕。2月12日には町村会に対する詐欺行為事件で起訴されていた2人の公判があり、両人は起訴事実を認めた。

2月23日、山本文男会長、中島前副知事、笹淵前事務局長が起訴。同日中島前副知事が保釈。2月24日午後、山本文男会長の保釈を弁護士により確認。同夕方笹淵前事務局長が保釈。以上が報告された内容であります。

尚、3月4日町村会会長職務代理者から、山本会長の辞任が承認されたことから、後日会長選挙を実施する旨の通知があります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

今町長が、定期総会で報告された内容を答弁として言われましたが、この中でこれだけの疑惑が分かっています。これ以外にも、先程申しましたような疑惑があるわけです。

町村会としても自浄能力を発揮しないといけない、真相解明もしていかないといけないと思います。そこで町村会の中で報告されたことはいいのですが、これに対する意見、質問等
は出なかったのですか。それとも出す機会がなかったのですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その他ということで意見が出ました。「業績は認めるが、事件としては良いことではない。真摯に自ら出处進退を決めるべきだ」という意見が1つと、「事件が捜査中であるから、はっきりしてからでも良いのでは」という、大きく2つの意見がありました。非常に厳しい意見があったということです。そこで評決して、辞職に追い込めという意見も出ていました。内容的にはそういう意見でした。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

山本会長の辞職というのは当然のことだろうと思いますが、それ以上に町村会の中でどう
いうことが起って来たのかという真相解明を、警察だけに任せるのではなく、町村会としてきち
ちとして行く、そして再発防止策を練って行くということが必要だろうと思います。

2月24日、中島前副知事逮捕、起訴に当たって県議会は決議を採択しました。この決議
は、事件の全容の早期解明を求めるとともに、再発防止に向けた県の調査委員会の役割の拡
充と必要な措置を求めるものとなっています。

町村会にも事件の徹底解明と再発防止策を要求して行かないといけないと思いますが、そ
れについて町長の考えをお聞かせ下さい。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前段で山本会長の辞任は、26日の会議の結果をもって職務代行者山本康太郎氏が山本会
長に直接会われ、その時の状況を説明したことが山本氏の辞任の要因ではなかろうかと、個
人的にはそういう判断に立っています。

今後、当然再発防止はして行かないといけない。今までの会長の絶大な力が今後どうい
うふうになるか分かりませんが、再発防止策の意見、雰囲気は町村会の中で出ていますから、
当然そうなると思うっております。内容については、どのように、どうするかというこ

とまでは行っていませんが、どのようにされていたのか私達も分かりませんので、その辺を踏まえて発言をして行きたいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

全容解明と再発防止策については、町長もそういう立場に立つて頂くということでしょうが、是非厳しい意見を出して頂きたいと思えます。先程申しましたように、鞍手町からのお金も使われているのですから、そういう意味で是非そういう立場で意見を出して頂きたいと思えます。

もう1つは県政の問題ですが、事件が発覚して中島前副知事の疑惑が表面化した際、麻生知事は本人から何にも聞き取りはしなかったのです。さっさと辞職を認め、県は調査委員会を設置していましたが、これは現職の職員の倫理上の問題ということだけのもので、辞職者に対しては何ら効力は発揮しないのです。

この問題については、町村会と県政、鞍手町と県政の間についても、今後こういうお金の流れ、不正な裏金づくり、賄賂等があってはいけないと思えます。そこで福岡県に対しても、是非再発防止策、全容解明を求めて頂きたいと思えますが、それについてはどうでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

県にも再発防止策について、1自治体の首長として意見を出して下さいということですが、これについては、鞍手町は小竹町と鞍手郡支部という1つのブロックを持っており、山本康太郎小竹町長が理事に出ていますので、支部を通じて意見を述べるとともに、私個人の意見としてもきちっとして行きます。

理事会が決定機関になっていますから、理事会で決まって来たことで流れて行くのが今までの町村会の在り方なのです。たまたまこういう事件が起きたから、皆さんの意見が吹き上がったということがございます。この問題については、町村会でも議論があると思えますので、そういう機会を捉えて、私なりの意見を出して行きたいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に8番議員 栗田幸則君の質問を許可します。

○8番 栗田 幸則君

通告に従いまして質問いたします。

2010年度から始まる子ども手当制度は、中学生までの子どもが対象で、額は一律1万3千円、年15万6千円となっています。今までも小学校までの子どもを対象にした児童手当制度があつて、3歳未満は1万円、3歳以上だと第1子、第2子は5千円、第3子からは1万円が支給されています。

児童手当の場合は所得制限がありますが、子ども手当は一律となっています。
そこで質問ですが、制度の概要と本町の受給対象者をお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君
町長。

○町長 柴田 好輝君

子ども手当は中学生までの子どもが対象です。制度上の概要また本町の受給対象者は何名かということでございます。

国は平成22年度当初予算に計上するとともに、平成22年度分支給のため、所要の法律案を平成22年通常国会に提出しています。その内容は、①中学校終了までの子どもを対象に、1人に付き月額1万3千円を支給する ②所得制限は設けない ③子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については児童手当法の規定に基づき国、地方、事業主が費用を負担する ④児童手当の地方、事業主負担分以外の費用については、全額国が負担する。公務員については所属庁から支給する。⑤平成23年度以降における子ども手当の支給は改めて検討し、所要法律案を平成23年通常国会に提出するとされています。以上が今回の子ども手当の概要でございます。

対象者については、合計で1897人を予定しています。内訳は0歳から小学校終了前までが1467人、その内所得制限超過だった者が71人、中学生が430人となっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君
栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

3月末時点で児童手当を受給している家庭は、何もしなくても子ども手当に切り替わりませんが、所得制限で児童手当を貰っていない家庭や中学生のいる家庭は申請が必要となります。9月末までの猶予期間中に手続きをすれば4月分に溯って受け取れるとのことですが、

お金持ちにも支給することには反対があるため、不要な人は市町村に寄付できる仕組みを用意する予定であるとのことですが、これはどうでしょうか。

○副議長 日高 直幸君
町長。

○町長 柴田 好輝君

「受給者が辞退した場合の町の受け入れ体制は」ということだと思います。その辺についての情報はまだ来ていませんが、所得制限なしということが前提になっていますので、もしそういう状況になったときは、上部機関、関係機関等と打ち合わせながら取組んでいきます。貰っていいということになれば当然頂きますが、その辺のところは、ここで明解な回答は差し控えさせて頂きたいと思います。以上です。

○副議長 日高 直幸君
栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

厚生労働省は全額国費で負担と言っていましたが、2010年度は地方や事業主が負担する児童手当を残し、それに国費を上乗せする方式となっています。この場合、町の負担はあるのですか。あれば負担額を教えてください。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

子ども手当についての町の負担ということでございますが、児童手当負担分が町の負担となります。今回の子ども手当の合計支給額は、2億4746万8千円の予定でございます。

従来の児童手当町負担分は2796万2千円となりますが、増額した地方負担分は、地方公共団体の自主的な負担とならないよう、別途新たに設けられる地方特例交付金により措置されることになっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

長妻厚生労働大臣は昨年10月、子ども手当創設を理由に、前政権が設けた子ども手当応援特別手当の執行を停止した経緯があり、また2010年度は暫定的な措置で、2011年度以降は新制度を検討すると理解を求めています。民主党の政権公約には2010年度は1万3千円、2011年度から2万6千円を支給するとなっていますが、財源不足から地方が求める全額国費は難しいのではないかと懸念されます。

今後国に対して全額国費でという要望は、町としてはやってくるのでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今後国に対して全額国費でという要望をやってくるのかということですが、当然やってくると思います。

現在児童手当で、町が出している分があります。全額ですから児童手当は除いて、全額国が出しますというのが民主党の公約だったのですが、財源が不足しているから、22年度に限って児童手当分は町で負担して下さいと。

所得制限を設けているところについては特別交付税で町が補填するというところでございますが、何れにしても23年度は全額国費という方向を出しているのですから、これは一市町村だけではできませんので、他の地方6団体等を通じて強力に要望していかないといけないし、要望したいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

町としても財政が厳しい時でありますので、是非とも全額国費の要求はして欲しいと思います。

次に、過疎法による経済対策について質問いたします。

最初に今回の鞍手町の過疎地認定は、改正案で1960年から2005年までの45年間の人口減少率が33%以上という指定要件が追加されたことによるものですか。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

指定要件の変更によるものです。以前の指定要件が大きく変わりましたので、それによって指定されたということです。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

前の10年間は、35年の30%だったと思います。指定要件の追加の分で認定を受けたということですね。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

指定要件は2つありまして、人口と財政力指数というのがございます。最初の方では、減少率が30%から33%以上が変わっています。現在鞍手町は36.6%の減少率となっていますので指定要件にかかると。また財政力指数が0.56以下ということについては、以前と変わらず要件を満たしている。2つの要件を満たして初め過疎地域ということになりますので、今回両方とも満たしたということです。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

2010年4月施行見通しの過疎法の6年間延長により、鞍手町は過疎地域に指定され、過疎債による財政支援を受けられるようになるが、町道整備や下水処理施設といったインフラ整備だけでなく、ソフト事業にも取り組む考えはあるのですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

過疎債でハード事業だけではなく、ソフト事業にも取り組むかという質問でございます。本年1月19日、福岡県企画地域振興部広域地域振興課から、本町が新たに過疎地域として追加指定される見通しである旨の連絡がありました。同日の新聞紙上にも掲載されました。

これを受け町としては、各課に現時点で対象と想定される事業について調査するよう指示

し、提出された事業の取り纏めや、実施事業の優先順位等の調整作業を行っている状況でございます。

3月2日に改正法案が国会に提出され、現在審議されている段階でございますので、具体的なメニューや対象事業については明らかになっていませんが、現時点での情報では過疎対策としてインフラ整備だけでなく、認定子ども園や図書館、太陽光発電等自然エネルギーを利用する施設の拡大、医師や生活交通の確保等ソフト事業も対象となるようです。

ソフト事業にも取り組む考えはということでございますが、改正法が成立した後には具体的なメニュー、採択要件等が明示されますので、県等を通じ情報収集に努め、ハード、ソフト事業の区別をすることなく、活用できる事業については積極的に取り組んで行かなければならないと考えています。

本町が過疎地域と指定されますので、その辺の経過について担当課長から説明をさせます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

ご存じの議員もおられると思いますが、過疎対策、過疎地域の指定に関する、これまでの変革について説明したいと思います。

昭和30年以降日本経済の高度成長の過程で、農村、漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方に於いて一定の生活水準、地域社会の基礎的条件の維持が困難になる等、深刻な過疎化問題が生じました。

こういう人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として、過疎地域対策緊急措置法が制定されました。その後10年が経過し、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、過疎地域に於ける生活の基盤的条件の整備と、地域の自立促進のため該当自治体に於いて自主的な取り組みが行われると同時に、国に於いても財政・金融・税制等、総合的な支援措置が継続的に講じられて来ています。

本町に於いても、炭坑閉山による人口減少の影響を受け、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法から、平成2年の過疎地域活性化特別措置法まで、それぞれの過疎の適用条件を満たし、過疎法の適用を受けてきました。過疎法の指定地域を受けている期間には、道路事業や公共施設建設事業等さまざまなインフラ整備事業に取り組んで参りました。平成2年の過疎地域活性化特別措置法が5年経過後、5年間延長され、延長が終わった平成11年度に、平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法が制定された際、過疎地域の指定要件となります財政力指数と人口の減少率の何れにも該当する必要がありましたが、人口要件30%に対して29.48%とで、0.52ポイント足りなかったということで、過疎指定地域から外れ

ることになりました。

平成12年の過疎地域自立促進特別措置法の激減緩和措置により、平成16年度までの5年間は特定市町村として経過措置を受けることができましたが、平成17年度以降は過疎法の適用除外となり、今日に至っています。

本年1月14日の国会議員の各会派による実務責任者会議において、現行法の期限延長等の改正法案が合意されたと。これを受け3月2日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が衆議院議員提案として国会に提出され、この改正法案において指定要件になっている人口要件、財政力指数が合致するというので、平成22年度から6年間過疎地域として指定を受ける見込みでございます。

メニューについても、現段階の資料では、これまでの道路、下水道、公園、消防施設等に、認定子ども園、図書館、太陽光発電等の施設の拡大等、医師や生活交通の確保等ソフト事業も盛り込まれていますが、現時点では詳細にわたって把握していません。早めに情報を収集しながら、今後そういうものの検討をやって行きたいと思っております。現段階の状況でございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

私が過疎債のソフト事業の分について質問するところを、町長、課長も言われましたので言いません。

鞍手町の現状は財政難であり、町単費による事業は非常に難しいと思われまますので、この過疎債を活用して、経済の活性化を図って欲しいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で栗田幸則君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

散会 16時32分